

# 仕様書

## 1 業務名

博物館活動センター機械警備業務

## 2 業務の目的

本業務は、対象施設の火災、盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、施設物品の保全を図り、その他業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

## 3 業務履行期間

令和7年10月1日午後5時15分から令和12年10月1日午前8時45分まで(5年間)

## 4 警備対象施設

### (1) 施設名称

札幌市博物館活動センター ※詳細は敷地見取図参照

### (2) 所在地

札幌市豊平区平岸5条15丁目1-6

### (3) 建物概要

#### ア メイン棟

(ア) 構造：鉄筋コンクリート造 地上2階建

(イ) 竣工年度：昭和50年3月17日

(ウ) 延床面積：1947.18㎡

#### イ 別棟（訓練室）

(ア) 構造：鉄骨造 地上1階建

(イ) 竣工日：平成13年8月30日

(ウ) 延床面積：52.93㎡

### (4) 常駐職員・来館者等

#### ア 常駐職員

7人程度

#### イ 来館者数

火曜日～金曜日：約30人、土曜日：約70人

## 5 業務概要

(1) 火災・盗難及び不良行為の拡大防止

(2) 事故覚知時における関係先への通報連絡及び緊急措置

(3) 月次報告書及び事故報告書の提出

(4) 機械警備装置の設置・運用

(5) その他、不足の事態の防止と阻止

## 6 警備業務用機械装置

警備業務用機械装置（以下「警備機器」という。）の機能は、受託者の基地局（警備本部にあること。以下同じ。）で受信することにより、即対応体制を取れるものであること。

### (1) 警備機器の設置

受託者は履行開始日の前日までに警備機器を設置しなければならない。なお、設置する機器の機能の適用及び警戒範囲等は以下のとおりとする。

ア センサーが感知した内容を表示する機能

イ 既存火災報知機と連動又は、受注者が設置した火災報知器により火災発生を感知する機能

ウ 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能

エ 施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能

オ 警備の開始、解除の操作を行う機能

カ 基地局に異常等の信号を送信する機能

キ 通信回線の遮断を監視する機能

ク 通信回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能

ケ 警備機器へ安定した電源供給を行い、停電時には予備電源でおおよそ 15 分程度システムのバックアップを行う機能

### (2) 設置場所等

別添の現行警備機器配置図を参考に、当該警備対象施設を隈なく警備するために必要な機器を適する場所に設置すること。なお、履行開始に伴う機器の設置、履行終了に伴う機器の撤去、機器の更新等については、委託者と協議のうえ、その時期や作業方法を決定すること。

### (3) 通信手段等

警備対象施設に設置している機器と受託者の基地局との通信手段として、委託者が所有する電話回線を使用するものとし、当該回線使用料は委託者の負担とする。また、受託者は当該電話回線の断線時にも対応できる機能を付加すること。なお、委託者が所有する電話回線を使用しない場合の通信費用等については、受託者の負担とする。

### (4) 使用方法の周知

受託者は警備対象施設の職員及び施設管理業務並びに清掃業務に関わるものに対し、警備機器の使用方法を周知すること。

## 7 業務内容

### (1) 警備方式

機械警備業務とする。

## (2) 警備責任時間帯

ア 警備責任時間帯は、原則として警報装置を警備開始にセットした時点から警報装置のセットが解除された時点までとする。

イ その他、警備責任時間の変更は、その都度委託者・受託者双方の協議に基づき行う。

## (3) 警備方法

ア 受託者は、警備対象施設に設置した警備機器等が正常に作動していることを基地局において確認できる体制をとること。

イ 受託者は、警備責任時間帯中、受託者の基地局において警備対象施設の異常の有無を間断なく監視し、当該施設の保安を確保すること。

ウ 受託者は、上記イにおいて、警備対象施設の異常を感知したときは、直ちに当該施設へ警備員を緊急出動させ、現地確認を行うこと。また、火災を感知した場合は、緊急出動と並行して、消防機関へ即時通報すること。

ただし、当該施設と電話連絡により、緊急出動の必要がないと確認できた場合は、この限りでない。

なお、現場への到着は、機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和 58 年北海道公安委員会規則第 1 号）第 2 条の規定に基づき、異常の受信時から 25 分以内とする。

エ 現場確認で異常を発見したときは、事態の拡大防止に努め、必要に応じて次の業務を行うとともに、速やかに委託者が指定する者に連絡すること。

(ア) 現場に応じた緊急措置

(イ) 委託者が指定する者への連絡

(ウ) 基地局への連絡

(エ) 警察、消防署等への通報

オ 受託者は、毎日午後 10 時の時点で警報装置の警備開始を受信していない場合は、受託者は警備対象施設へ電話連絡の上、状況により当該施設へ急行し、現地を確認し必要な処置をとること。

## (4) 警備員の資格等

ア 警備員は警備業法上の要件を満たす者であること。

イ 警備員の服装及び装備品は、原則として警備業法に基づき届けられた服装等を着用させるとともに、受託者が発行する身分証明書を携行させること。

## (5) 警備計画等

ア 受託者は、警備業務の実施に当たり、警備業務実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、履行開始日前日までに委託者に提出すること。

イ 委託者が提示する警備機器の配置平面図により計画書を立案すること。

ウ 受託者は、計画書をもとに警備員が行う業務の内容・詳細を記載した「指令書」を

作成し、あらかじめ委託者に提出すること。

エ 計画書は、施設状況や勤務内容の変化等に伴い、委託者と協議の上、適宜見直しを行うこと。

オ 受託者は、警備業務実施計画書に変更があった場合は、速やかに変更内容を確認できる書面を委託者に提出すること。

#### (6) 警備機器等の保守・管理

ア 受託者は上記6の警備機器等について、常時、受託者の基地局において作動の確認をするとともに、正常な機能を維持するため、毎年（契約日から起算）総合点検を2回、機能点検を2回行うこと。なお、総合点検と機能点検は交互に概ね四半期ごとに行うものとする。

イ 受託者は、警備機器等の故障等により作動に異常が生じたときは、速やかに警備対象施設の安全処置を講ずるとともに、当該機器の修理を速やかに行うこと。

#### (7) 報告書の提出

##### ア 完了届・月例報告書

受託者は、毎月の警備業務を終了したときは、毎日の警備状況、異常の有無（異常があった場合はその対応状況を含む）等の必要事項を記載した月例報告書を翌月10日までに委託者に提出すること。ただし、3月及び履行最終月の報告日は当月末日とする。

また、委託者の必要に応じて、各日の機械警備開始信号及び解除信号の履歴をデータ等で提出すること。

##### イ 警備機器点検報告書

受託者は、警備機器の保守点検を行ったときは、その点検結果の報告書を作成し、委託者に提出すること。

#### (8) 鍵の取扱い

ア 預託された施設の鍵の取扱いは、計画書に定めるものとし、次の事項を遵守すること。

イ 厳重に保管し、鍵（カードキー等を含む）の使用及び貸出は鍵管理簿等指定された方法により管理すること。

ウ 無断で複製をしない。このため、摩耗、割れ、破損等の場合は、委託者に作成を依頼し又は届出し、作成を行うこと。

エ 業務期間終了時に返却すること。

オ 定期的に鍵の点検を行い、本数、貸出状況、紛失・破損等の有無を確認すること。

カ 警備員が鍵を所持する際は必ずキーストラップに結着し、キーバックに収めること。

キ 委託者から預託鍵を授受する際は、指定された書面を取り交わし、受け渡し記録を取り、返却するまで保管すること。

ク 鍵の保管場所は、固定されたキーボックス内とし、キーボックスは原則として常時施錠して、キーボックス鍵は業務責任者当が直接管理すること。

## 8 費用負担

### (1) 警備機器等

ア 受託者は、上記6の警備機器等の設置に要する一切の費用を負担すること。

イ 受託者が警備対象施設に設置した警備機器等の修理に係る費用は受託者の負担とする。

ウ 委託者は、委託者（職員及び利用者を含む。）の責に帰すべき事由により、受託者の設置した警備機器等（付属品等を含む）をき損又は紛失させた場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

エ 履行期間中、委託者の責に帰すべき事由によらず、受託者が警備対象施設に設置した警備機器等の更新又は変更が生じた場合、その一切の費用は受託者の負担とする。

オ 上記6(1)の機器の操作においてカードキー等が必要な場合は、委託者が必要とする数量（10枚程度を想定）を受託者の負担において用意し、委託者に貸与すること。なお、貸与したカードキー等が使用不可となった場合は、適宜、使用可能なものと交換すること。

### (2) 工事等

ア 受託者は、警備対象施設に設置した警備機器等の配線工事について、履行期間中、本業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。

イ 履行期間中、委託者の都合による警備機器等の移動が生じた場合、その一切の費用は受託者の負担とする。

ウ 履行期間終了又は中途解約した際は、原則として警備機器等を撤去すること。この場合の撤去に係る費用は受託者の負担とする。

エ 警備機器等の設置・点検・修繕・撤去等に伴う工事に当たり、警備対象施設又はその付帯施設に損害を与えた場合は、受託者の負担により現状に復さなければならない。

## 9 守秘義務

受託者は、履行期間中はもとより、履行期間終了後においても、本業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏洩してはならない。なお、委託者が雇用する警備員等においても同様とし、警備員等の退職後も秘密保持を徹底させること。

## 10 その他

(1) 本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに順じ、環境負荷低減に努めること。

(2) 受託者は業務遂行にあたり、関係法令等を遵守し、誠実に履行すること。

- (3) 警備機器等の設置及び修理等に時間を要する場合など、機械警備を実施できない期間が生じる場合は、委託者と協議のうえ、受託者の責任において機械警備に代わる警備体制（夜間巡回、常駐等）を講じ、警備の万全を期すこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議・調整し、改善を図ること。